

質疑回答書(固定資産地理情報整備事業)

固定資産地理情報整備事業に係る質疑について、以下のとおり回答します。

資料	項目	質疑	回答
実施要領	P.3_8. 参加資格・参加申し込み方法等_(1)参加資格	※配置技術者 空間情報総括監理技術者の有資格者とする。とありますが、参加表明書(様式第4号)業務の実施体制で配置している管理技術者、照査技術者、担当技術者の内1名が取得しているという認識でよいでしょうか。	その認識でよろしいです。 様式第4号の「主な資格」にご記載ください。
	P.5_9. 提案方法等_(6)提案書類様式	①提案書は20 ページ以内で作成とありますが、地理情報プラットフォームGIS 及び公開型GIS の整備手法にて添付する「代表的な機能一覧」は20 ページに含まない認識でよろしいでしょうか。	提案書は、「代表的な機能一覧」も含めて20ページとします。
	P.5_9. 提案方法等_(7)プレゼンテーション	③貸与物品とありますが、システムデモンストレーションに使用するLGWANのデモ端末についてはデモ当日以前に接続確認はできますでしょうか。	できますが事前に日程調整が必要になります。 また、接続確認については参加資格確認結果通知後の8/12以降とします。
	P.5_9. 提案方法等_(7)プレゼンテーション	「…、「提案書」に記載する内容を説明する。」とあります。提案書に記載した内容を整理した説明資料をPPT等で実施することは差支えないでしょうか。またその説明資料を当日配布することはお認めになりますでしょうか。	提案書と同様の内容であればプレゼンテーションの方法に制限はございません。 ただし、当日の説明資料配布は認めません。
仕様書	P.3_第16条_(3)地番現況図データ異動更新 年間異動筆数	年間異動筆量は1,500 筆(名義変更、地積・地目変更、分合筆などすべての登記異動)と記載されておりますが、今回の作業対象である筆形状の更新に係わる分合筆の年間更新筆数を提示して頂けないでしょうか。なお、地番現況図作成後の異動更新費用にも影響いたします。	筆形状に関わる登記異動更新の割合は、土地すべての登記異動のうち約30%でした。なお、当該割合はR6、R7年中の実績に基づく参考値です。
	P.3_第16条_(6)地番現況図データ異動更新 年間異動筆数	年間異動棟数は150 棟と記載されておりますが、名義変更などが含まれている場合、家屋形状の更新に係わる新築・増築・滅失の年間更新棟数を提示して頂けないでしょうか。なお、家屋現況図作成後の異動更新費用にも影響いたします。	家屋形状に関わる登記異動更新の割合は、家屋すべての登記異動のうち約16%でした。なお、当該割合はR6、R7年中の実績に基づく参考値です。
	P.6_第28条_GISシステムへ取り込むデータ	(台帳データ変換・取込)とありますが、東洋町様にて保有するGIS取込予定や搭載データについて、データの詳細(データの名称・主管課・ファイル形式・添付ファイルなど)が記載された一覧表等をお示しいただけますでしょうか。	一覧については、別紙「搭載予定データ一覧表」をご参照ください。 これらのデータについては、今後の活用を想定した参考情報として示すものです。 本一覧は、本業務における取込対象データを追加又は変更するものではなく、仕様書に定める業務範囲を追加又は変更するものでもありません。
様式第1～7号	様式第3-1	庁内GIS(統合型GIS)を5 年間継続して運用している業務実績について 四国管内の市町村実績を優先して記載することでよろしいでしょうか。 5 年間継続して運用している証明として、契約書の利用期間を示す認識でよろしいでしょうか。	実績についての記載順に制約はございません。 運用の証明としましては、その認識でよろしいです。
	様式第3-2号	公開型GIS を5 年間継続して運用している業務実績について、四国管内の県または市町村の実績を優先して記載することでよろしいでしょうか。 現在も公開されている証明として、公開用URL を記載する認識で宜しいでしょうか。	実績についての記載順に制約はございません。 公開されている証明として、その認識でよろしいです。